

平成 25 年 10 月会議

# 津幡町議会会議録

平成25年10月22日再開

平成25年10月22日散会

津幡町議会

# 平成25年津幡町議会10月会議会議録

## 目 次

### 第1号（10月22日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第76号～議案第78号）	3
1. 議案に対する質疑	5
1. 委員会付託	5
1. 休 憩（午前10時14分）	5
1. 再 開（午後3時40分）	5
1. 委員長報告	6
1. 委員長報告に対する質疑	6
1. 討 論	6
1. 採 決	9
1. 議案上程（議案第76号～議案第78号）	10
1. 委員長報告	10
1. 委員長報告に対する質疑	11
1. 討 論	11
1. 採 決	12
1. 議会議案上程（議会議案第12号）	13
1. 質 疑	14
1. 討 論	14
1. 採 決	16
1. 閉議・散会（午後4時32分）	16
1. 署名議員	17

# 平成 25 年 10 月 22 日 (火)

## ○出席議員 (18 名)

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

## ○欠席議員 ( 0 名)

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	岡 本 昌 広	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	田 縁 義 信	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務局長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	総務課長補佐	山 崎 明 人
管財用地係長	田 辺 利 行		

## ○議事日程（第1号）

平成25年10月22日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第76号～議案第78号）

（質疑・委員会付託）

議案第76号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第78号 請負契約の締結について（津幡駅前広場駐輪場整備工事）

（休憩）

日程第4 認定第1号 平成24年度津幡町一般会計決算の認定についてから

認定第13号 平成24年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第5 議案第76号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号）から

議案第78号 請負契約の締結について（津幡駅前広場駐輪場整備工事）まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第6 議会議案第12号 道州制導入に反対する意見書

（質疑・討論・採決）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

- 南田孝是議長 ただいまから、平成25年津幡町議会10月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 南田孝是議長 本日再開の10月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

- 南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本10月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において7番 角井外喜雄議員、8番 酒井義光議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。  
本10月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。  
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年8月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、さきの9月会議で可決された「森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」、「教育予算の拡充を求める意見書」、「鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書」、「大規模地震等災害対策の促進を求める意見書」および「若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 南田孝是議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第76号から議案第78号までを一括上程いたします。  
これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

**○矢田富郎町長** 本日ここに、平成25年津幡町議会10月会議が開かれるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、去る10月1日、安倍総理は来年4月から消費税率を8パーセントに引き上げる方針について閣議決定し、消費税増収分と社会保障給付の重点化、効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行うと表明いたしました。また、増税に伴う景気腰折れを回避するため、12月上旬をめどに5兆円規模の経済対策をまとめる方針も示しております。

2020年の夏季オリンピック、パラリンピックの開催地が東京都に決定いたしました。1964年以来、56年ぶりの夏季オリンピックが日本で開催となります。開催までの7年間で30兆円の経済効果をもたらすとも言われておりますが、今後も景気回復の兆しを阻害することなく、経済の再生と次世代へつなげる社会保障制度の確立を期待するものでございます。

9月24日から6日間、姉妹校でありますオーストラリア、ノーザン・ビーチス校の生徒8名が、姉妹校交流事業として初めて当町を訪問いたしました。その子どもたちのホームステイを快く引き受けていただきましたホストファミリーの皆さまには、心から感謝を申し上げる次第でございます。初めての経験であり、特に食文化の異なる生徒の受け入れにご苦労なさいたと聞いておりますが、それらを今後に生かし、継続していきたいと思っております。この交流事業が地域の皆さまにも浸透し、町民の皆さまの国際的視野が広がることを期待しているところでございます。

さて、10月1日、石川県が発表いたしました9月1日現在の人口推計によりますと、県内人口では4か月連続の減少となり、前月に比べ180人の減少でありました。津幡町におきましては前月比54人の増加でありましたが、前年の同月に比べ33人の減少で、町内人口は3万6,859人となっております。少子高齢化社会の到来とともに、本格的に人口減少時代を迎えた今日、当町の地域活性化を図りながら活力あるまちづくりを推進するためには、町内人口を維持、増加させることが不可欠であると考え、定住促進支援制度を創設いたしました。9月会議でもその概要を説明させていただきましたが、具体的には5つの項目から成り立っております。1つ目は、町内在住者の流出をとめ、さらには新規転入者を増加させるための住宅取得等奨励金制度。2つ目は、津幡町を定住地と決めた新婚夫婦に対する結婚祝い金制度。3つ目は、防犯や景観の保全対策にもつながる空き家バンク利用奨励金制度。4つ目は、農山村の活力を向上させるための農村定住奨励金制度。最後に、町内の雇用者を確保、増大させるための新規雇用促進奨励金制度の5つでございます。そのうち、本年11月早々に支払いが見込まれます結婚祝い金に係る予算を本10月会議に提案しているところでございます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

**議案第76号** 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,313万6,000円を追加するものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

14款国庫支出金58万6,000円の増額は、高齢者生きがい活動促進事業に係る民生費国庫補助金でございます。

18款繰入金2,255万円の増額は、財源調整のための財政調整基金繰入金でございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

2 款総務費355万円の増額は、定住促進事業として、本年10月1日以降に婚姻の届け出を行い、町内に定住すると決めた新婚夫婦に対し、結婚祝い金を交付するためのものがございます。

3 款民生費58万6,000円の増額は、新たに高齢者生きがい活動促進事業費として、高齢者の介護予防や生活支援活動を行う団体に対し、備品の購入費など事業推進に必要な経費に対し補助金を支給するもので、全額国庫補助対象となるものがございます。

4 款衛生費400万円の増額は、8月30日から9月5日にかけての断続的な降雨により発生いたしました鷹の松墓地公園内ののり面崩壊に係るもので、墓石などに被害が及ばないように復旧工事費を補正するものがございます。

8 款土木費1,500万円の増額は、住宅リフォーム助成事業に係るものがございます。この事業は昨年度から2か年限定の緊急経済対策として実施し、今月末をもって申請受付が終了する関係から、昨年を上回る申請額となっております。2年間では700人余りの利用があり、補助金額で約1億3,000万円、契約額で約11億円が見込まれております。

**議案第77号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本案は、国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、本年12月支給の期末手当および勤勉手当に限り、一般職員および常勤の特別職について一律0.8パーセントの減額を行うものであります。その施行に当たって、津幡町一般職の職員の給与に関する条例ほか、関係する5つの条例について一部改正をするものがございます。

**議案第78号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡駅前広場駐輪場整備工事につきまして、2億7,772万5,000円で表・アライ・山岸特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により落札をいたしました。現在、仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、本議会の承認をお願いするものがございます。

以上、本10月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第76号から議案第78号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会で、議案の審査方よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午前10時14分

〔再開〕 午後3時40分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 認定第1号 平成24年度津幡町一般会計決算ほか、認定第2号から認定第11号までの特別会計、認定第12号および認定第13号の事業会計のそれぞれ決算の認定についてを一括して議題といたします。

#### <委員長報告>

○南田孝是議長 認定第1号から認定第13号までにつきましては、さきの9月会議において決算審査特別委員会に付託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されております。

これより本件に対する審査の経過および結果につき委員長の報告を求めます。

向 正則決算審査特別委員長。

〔向 正則決算審査特別委員長 登壇〕

○向 正則決算審査特別委員長 ただいま議案となりました平成24年度決算の認定につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過および結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、平成24年度津幡町一般会計決算のほか10特別会計決算および2事業会計決算の認定であり、さきの9月会議で付託されたものであります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る9月18日から10月3日までにかけて委員会を開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書および監査委員の審査意見書などにに基づき、関係当局から詳細な説明を聴取し、また町内の施設巡視を行い、予算執行が適正かつ効率的に行われたかについて慎重に審査したところであります。

その結果、認定第1号 平成24年度津幡町一般会計決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定についてから認定第13号 平成24年度津幡町水道事業会計決算の認定については、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、審査結果を本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、本町の財政は平成24年度決算において経常収支比率が89.4パーセント、実質公債費比率が16.1パーセントと毎年改善されているものの、税収の増額は見込めず大変厳しい状況が続いている。こうした中、各種事務事業を着実に取り組むための財源の確保と最少の経費で最大の効果を上げることができるよう計画、実行、評価、改善を継続的に行い、引き続き財政健全化に向けた計画的な財政運営を図られるよう要望がありましたので、あわせてご報告し、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は認定第1号 平成24年度津幡町一般会計決算の認定については、一部に認定しかねるものがありますので、それについて意見を述べます。

第1に、2款1項14目自衛官募集事務費です。国庫支出金1万7,000円、一般財源1万円と額はわずかですが、今の防衛に関する問題を考えた場合、見過ごすわけにはいきません。

安倍政権は、今国会で秘密保護法案を成立させようとしています。秘密保護法案は、1、防衛、2、外交、3、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、4、テロ防止活動の4分野について、行政機関が特定秘密とする情報を職員が漏らしたり知ろうとしたりする行為を最高で懲役10年の厳罰で取り締まる法案です。この法案の参考とされたのが自衛隊法です。法案の骨格を取りまとめた有識者会議では、秘密になり得る情報をあらかじめリストにして明記しておけば、何でも秘密の歯どめになるとしています。自衛隊法の別表があっても特別秘密がふえていく歯どめにはなりません。現に2003年には39件だった防衛秘密が、10年後の2012年には234件と6倍にもふえています。秘密保護法案では、特定秘密の指定対象が広範囲で極めてあいまいであり、政府側の恣意的判断で幾らでも拡大されかねません。特定秘密に指定された事項が何についての情報かは国民には秘密とされますから、市民の調査活動や記者の取材、報道が知らぬ間に罪に問われる事態となりかねません。原発事故の潜入取材なども認められなくなると危惧されています。

さらに問題となるのは国会との関係です。特定秘密に関しては非公開の秘密会であることを要求し、特定秘密を知った者が秘密を漏らせば懲役5年の刑を科すとしており、国会議員や関与した国会職員も処罰されます。秘密会に参加した国会議員が所属政党に持ち帰って議論することも、専門家に意見を聞くこともできなくなります。これでは行政の判断一つで国会に重要情報が全く出てこないことになり、国政調査権が侵害されます。

秘密保護法案は、国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせて、民主主義の根幹を破壊することになります。また、秘密保護法案と同時に、集団的自衛権の容認、国家安全保障会議の設置法案を提案したり押し通そうとしていることを考え合わせると、憲法9条を法律で骨抜きにし、アメリカと一緒に海外で武力行使できる国にしようともくろんでいることが見えてきます。自衛隊が国民を監視している事実が報道され、裁判で争われたこともあります。さきに述べたような情勢の中で、さらに国民を監視することが自衛隊に求められます。このように考えると、幾ら額がわずかでも自衛官募集事務費の支出を認定することはできません。

10月14日、大阪で「9条世界会議・関西2013」が開かれ、国内外から5,000人が参加し、日本の平和憲法の果たす役割への認識を深めました。アジアを初め、世界が日本に期待していることは武力を持つことではなく、話し合いで紛争を解決する憲法9条の精神を広めることです。東日本大震災や伊豆大島での土砂崩れの際には、自衛隊員は被災した人々を救助するために、昼夜を分かたぬ献身的な活動をしました。このような活動に専念できる自衛隊になる日が来ることを願っています。

第2には、8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業費で約3,000万円の事業です。私は、この事業を無駄な事業だとずっと主張してきました。なくてはならない生活道路なら無理をしてでも

進めるべきですが、この道路はなくても少しも困りません。この道路がないからといって渋滞しているのでしょうか。困っている人がいるのでしょうか。ほんのわずかな時間短縮のために道路をつくることは、無駄としか言いようがありません。

平成13年度から始められた事業で、当初は15億円が見込まれていたと思います。現在約半分の工事が終わり、12億4,000万円が使われています。平成22年度からは2期工事となっており、ことは道路改良工事設計委託料約396万円、道路改良用土地購入費約2,460万円が使われています。平成24年度に実施した地質調査の結果、軟弱地盤対策が必要となり、工程計画の見直しが必要になったということも書いてありました。今後、2期工事、3期工事と続くわけですが、さらにどれだけの予算を必要とするのでしょうか。当初計画の事業費よりもかなりかさむことは間違いありません。

今後、高齢化が進む中で、町内にある公共建築物の点検整備、道路橋梁の点検整備などに費用がかかってきます。町内全域の点検整備計画を見直し、それでも新たにこの道路をつくる必要があるのかを検討すべきではないかと考えます。

以上の理由により、庄能瀬線改良事業費の決算は認定できません。

以上、私の意見とします。

○南田孝是議長 次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 私は、平成24年度津幡町決算について賛成の立場で討論させていただきます。

まず、平成24年度の一般会計歳出決算は総額134億5,534万6,987円で、前年度比で7億3,034万1,415円、率にして5.7パーセントの増額となっています。これを目的別に平成23年度決算と比べてみますと、まず議会費で地方議会議員年金制度の廃止による継続受給者への給付費用に係る公費負担金の減、労働費ではサンライフ津幡の修繕費等での減、さらに農林水産費では県営土地改良事業受任換地清算事業の終了等による減、さらには消防ポンプ自動車の購入がなかったこと等による消防費や、さらには長期借入金返済額の減少による公債費の減など、それぞれ減額となったほかはすべての項目で増額となっています。

増額の主なものを申し上げます、具体的には、防災行政デジタル無線整備による総務費で約2億1,157万円増、町道原相窪線等の災害復旧による災害復旧費約1億5,464万円増、私立実生保育園整備等による民生費で約1億1,821万円増、河北中央病院運営負担金や子ども医療費の拡充等による衛生費で約1億3,819万円、さらに総合体育館や太白台小学校の耐震改修事業等による教育費で約1億718万円増となっているのに加え、社会資本整備総合交付金事業の計画に基づき実施した道路、橋梁、都市公園の整備や新たに実施した住宅リフォーム助成による土木費で約1億9,482万円の増となっています。これらの増額の主な要因となった事業は、いずれも町民の皆さまへの安全、安心な生活の実現と、行政サービス向上を目指したものとなっています。

また、決算をソフト事業とハード事業の面から検証した場合、ハード事業では、防災行政デジタル無線整備事業や太白台小学校、総合体育館等の耐震改修事業、老朽化した実生保育園の民営化による改築や災害復旧事業等に加え、橋梁の長寿命化事業や多くの住民が利用する都市公園の整備など、町民の皆さまへ安全、安心な生活の実現と、行政サービス向上を計画的に目指したものとなっています。一方、ソフト事業では、子ども医療費助成について通院を小学校卒業まで、

さらに入院については中学校卒業まで拡充したことに加え、障害者福祉制度の充実による利用者増加への対応や住宅リフォーム助成による地域経済の振興についても抜かりなく行っており、安全、安心の優しいまちづくりを目指す姿勢が十分にうかがえると考えます。

また決算を性質別に見ますと、投資的経費が約10億3,581万円、年率76パーセント増、補助費等約1億5,878万円、12.5パーセント増となったほか、さらに並行在来線第三セクター設立資金により増となった投資および出資金や、介護保険や後期高齢者医療特別会計など、繰出金で増となっていますが、それ以外、ほぼ横ばいとなっている扶助費を除いたすべての費用で減額となっています。経常経費の削減に努め、減額すべき事業は減額し、住民生活にとって必要な事業は増額するというメリ張りのある予算執行が見受けられます。

さらに、歳入については、町税で昨年度に引き続き本年度も全体で約5,721万円、年率1.5パーセントの増額となっており、特に個人町民税の増は今後明るい兆しであると言えるのではないのでしょうか。地方交付税が4,615万円減額となった中で、普通建設事業には国の緊急経済対策など、選択し得る可能な限り有利な国・県支出金を有効かつ効果的に活用した経緯も見ることができ、平成13年度以来11年ぶりに財政調整基金の取り崩しを行わず、年度末残高を1億5,694万円も増額できたことも、町の財政運営に対する努力の結果として評価できるものであります。

町債については、平成23年度から繰越事業に係る発行が大きく影響、発行額で約9億4,668万円の大幅な増となり、年度末の町債残高がふえることとなっていますが、これはあくまで一時的なものであり、引き続き町債残高の圧縮に努める方向性は一切変わっておりません。

さらに、財政健全化比率についても申し上げれば、早期健全化団体や財政再建団体となる危険性が認められないことは言うまでもなく、実質公債費比率は16.8パーセントから16.1パーセントとさらに改善するなど、財政状況に明確な改善が見てとれます。

最後に、特別会計や事業会計についても町民のニーズに対応し、それぞれの目的に応じたサービスを提供しながらも経費の抑制、効率化を図るなど、経費削減、効率化を図り、経営健全化に向けた努力が見られます。

私は以上のことから、今後決算審査特別委員会からの報告なども踏まえ、さらなる効率的な行政運営に努めるとともに、経費削減も図りながら町民の安全、安心を基本に希望と笑顔があふれるまちづくりを目指していただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

終わります。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○南田孝是議長 これより採決いたします。

認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決算審査特別委員長の報告では、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第13号までを一括して採決いたします。

決算審査特別委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第13号までは、いずれも認定することに決定しました。

#### <議案上程>

○南田孝是議長 日程第5 議案第76号から議案第78号までを一括して議題といたします。

#### <委員長報告>

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第76号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上で報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄文教福祉常任委員長。

〔角井外喜雄文教福祉常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第76号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。  
以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第76号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第4款 衛生費 第2項 環境衛生費

第8款 土木費 第5項 住宅費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。  
次に、議案第78号 請負契約の締結について（津幡駅前広場駐輪場整備工事）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は、議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の討論をします。

津幡町の全職員ならびに常勤の特別職について、期末手当および勤勉手当を一律0.8パーセント減額するというものです。国において一律9.77パーセント減額することから、津幡町ではラスパイレス指数を勘案しての減額ということですが、国の一律9.77パーセント減が果たして妥当なのかどうかという問題もありますし、何より政府がデフレからの脱却を大命題にして経済政策に取り組んでいるこの時期に、公務員の給与を引き下げることは大問題です。

安倍政権の経済政策は、大企業応援に大変偏ったものですが、それでも安倍首相は経団連に対

して減税する法人税分を賃上げに使ってほしいと要請しています。それは、デフレからの脱却を真剣に考えれば給与の引き上げがどうしても必要だからです。国民一人一人の持つ購買力が景気回復のかぎだからです。額はわずかかかもしれませんが、購買意欲に水を差すような政策はやめるべきです。

東日本大震災で献身的な働きをしてきた地方公務員を見て、その役割を見直す意見がよく聞かれるようになりました。人を減らしてきたことへの問題点も指摘されてきました。地域を支えてきた地方公務員の給与を減ずる必要はありません。

非正規労働や介護職における低賃金が問題にされますが、最低賃金を上げるとか雇用のルールを確立するなどして給与を引き上げることこそ必要なことであって、公務員の給与を引き下げる問題ではありません。

以上のような理由から、この条例改正には反対します。

これで、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第76号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

〔4番 荒井 克議員 退場〕

○南田孝是議長 次に、議案第78号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

〔4番 荒井 克議員 入場〕

#### ＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 日程第6 議会議案第12号を議題といたします。

向 正則議員ほか3名提出の議会議案第12号 道州制導入に反対する意見書についての趣旨説明を求めます。

11番 向 正則議員。

〔11番 向 正則議員 登壇〕

○11番 向 正則議員 議会議案第12号 道州制導入に反対する意見書を地方自治法第112条ならびに津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。

掲出者は私、向 正則、賛成者、山崎太市議員、同じく洲崎正昭議員、同じく河上孝夫議員でございます。

本文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また野党の一部においては、すでに「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々津幡町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

### <質 疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「12番、道下」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 私は、今回提出されました道州制導入に反対する意見書に反対の立場で討論をいたします。

道州制の導入推進については、昨年末の自公連立政権合意に掲げられ進んできているものであり、その点をまず確認しておきたいと思えます。公明党の山口那津男代表は、昨年9月の党全国大会で「地域主権型道州制への移行によって地域の潜在力を引き出す」と主張いたしました。同12月の衆院選重点政策では、道州制基本法の制定を選挙公約として訴えております。道州制を目指す議論については、有効性を失った中央集権体制を乗り越え、地域の可能性を開花させる新しい国の形をつくる作業でもあります。国会だけで議論できるテーマではないとも思えます。国民的議論を喚起しながら、具体像を練り上げていく必要があります。

公明党としては、まず首相の諮問機関として道州制国民会議を設置し、約3年かけて議論を深め、その後2年をめどに移行への法的措置を講じるプランを提示しました。自民党は、道州制基本法案骨子案（昨年9月）の中で首相の諮問に応じて調査審議をするための道州制国民会議の設置を定めています。改革を国民本位の姿勢で進める考え方は、自公では一致しているわけであり

ます。

道州制の具体像は20年以上前からさまざまに議論されてきましたが、2007年2月に道州制担当相のもとに設置された道州制ビジョン懇談会の中間報告（2008年3月）が一つのイメージを提起しています。道州制推進知事であり指定都市市長連合の村井嘉浩共同代表（宮城県知事）も昨年、山口代表との会談で「自公政権のときにつくったビジョン懇・報告書のような形にしなければならぬ」と評価をしています。それによると、現在の47都道府県を廃止し、全国を10程度の道または州に再編する。その結果、国の形は国、道州、基礎自治体の三層構造となります。その上で道州を地方政府と位置づけることであります。

そのためには、中央政府と道州との役割分担の明確化が重要になると思えます。国は外交、防衛、通貨管理、司法など、国でなければできない仕事を担い、道州は自治立法権、自治行政権、自治財政権を行使して、住民サービスと地域活性化を主体的に実施できるだけの地域主権を持つことになるわけであり

ます。

これによって、地方自治の拡大と地域の個性に合った効率的な行政を目指す行政改革が同時に進むこととなります。この構想は、公明党の掲げる地域主権型道州制と同じ理念に基づいているものであります。さきの民主党政権は、地域主権を政策課題としながら、道州制担当相もビジョ

ン懇も廃止し、道州制論議をとめました。今、国民は新しい議論を待望しています。

1871年に廃藩置県制度がしかれ、現行の都道府県制度は140年変わることがありませんでした。明治維新以来140年の間に日本は大きく変わりましたが、47の都道府県と中央政府から成る国の形は変わっていません。その結果、日本は一極集中による地方の疲弊と二重、三重の多重行政の無駄を抱えております。現行制度の首都圏一極集中の問題点としては、1番目、地元では仕事をしたくても企業は首都圏に集中していて地元就職が難しいこと。2番目には、市町村、県、国、それぞれの行政は複雑に絡み合って大きな無駄や効率の悪さが指摘されていること。3番目、地方は自分のことなのに自分で決めることができないこと。そういう問題を解決するためにも、公明党は地域主権型道州制の実現を目指しています。

日本の各地域は海外の一国並みの生産力を持っています。例えば1、首都圏はイギリス一国とほぼ同じ生産力があります。2番目、近畿圏は韓国一国並みの生産力であります。3番目、中部圏と比較してみれば、オランダ一国とほぼ同じ生産力であります。そういう観点から、現在の国の行政単位をもっと大きな9つとか11とか13などの道州に分け直し、国の役割としては外交や安全保障などを中心に、道州では産業振興や広域の環境整備などを担い、市町村等基礎自治体ではまちづくりや社会福祉などと役割を分担することで行政の効率化を図ることができます。

道州制導入により、国会議員や国家公務員の大幅な削減など、大胆な行財政改革に結びつき、行政の効率化が大きく進みます。結果、地方が元気になるという構想であります。道州となった各地域は、独自の発想で特色を生かし、それぞれの発展が期待され、そしてそれが可能となっていくのです。

公明党は1991年から道州制の提案を行ってまいりました。そして、ことし2013年、道州制推進基本法案の制定を目指しております。すでに20年以上もの時間が過ぎました。これからの国会での議論を国民は望んでいます。また、その議論に国民は大いに関心を持ち、参加していくべきだと思います。

今回、道州制導入に反対する意見書が提出されましたが、今の段階で賛成、反対の意思表示を求めるときではないと思います。議論する前に反対の結論を出してしまっただけでは何にもならないと思います。この意見書案が提出されたその本意を推察すれば、恐らく「道州制導入に向けた議論を国会で十分にやってもらいたい」ということが本音ではないのかなと私は思います。そうであれば私も賛同することができたかもしれませんが、このままの意見書には賛成することはできません。痛みの伴わない改革はあり得ないとも思います。今後、国会で十分に議論され、その模様や内容を国民に周知し、十分理解を得た上で道州制の導入の時期を待ちたいと思いますので、道州制導入に反対の意見書には反対の立場での討論といたします。

以上です。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

〔「9番、塩谷」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は、この道州制導入に反対する意見書に賛成の立場で意見を述べます。

先ほど、向議員が意見書を読み上げていただきましたが、それについて私は本当にそのとおり

だと思いながらお聞きしました。特に中ほどに書いてあります「ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退していくことは明らかである」。このあたりは、本当にそのとおりだと思います。平成の大合併でさえ、各地域の実情を無視したり、大都市の陰に隠れて中山間地地方が忘れられているという事実があります。

先ほど、自公政権が合意していることをお考えの上というお話ありましたが、国民の中で道州制に対する理解、議論は十分に行われていませんし、その具体的な中身についても知られていません。そういう中で、すぐに法案の国会への提出とか、強行が行われるようなものは許されないと思います。

現在、日本の中には小さくても輝く自治体を表明し頑張っている町や村もあります。「多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものである」ということはそのとおりだと思いますし、憲法の中でも地方自治ということが大切なものとしてうたわれております。

したがって、私はこの道州制導入に反対する意見書には賛成です。

以上で、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### ＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第12号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第12号は、原案のとおり可決されました。

以上、本10月会議で可決されました議会議案第12号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

#### ＜閉議・散会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本10月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成25年津幡町議会10月会議を散会いたします。

午後4時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 角井外喜雄

署名議員 酒井 義光

## 参 考 資 料

1. 議会議案 .....	1
1. 委員会審査結果表 .....	2

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員	向	正 則
賛成者	津幡町議会議員	山	崎 太 市
同	津幡町議会議員	洲	崎 正 昭
同	津幡町議会議員	河	上 孝 夫

道州制導入に反対する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また野党の一部においては、すでに「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々津幡町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年津幡町議会10月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 総務常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第76号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第1項 総務管理費	原案可決
議案第77号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	〃

平成25年津幡町議会10月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第76号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第3款 民生費 第1項 社会福祉費	原案可決

平成25年津幡町議会10月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第76号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第5号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 第8款 土木費 第5項 住宅費	原案可決
議案第78号	請負契約の締結について（津幡駅前広場駐輪場整備工事）	〃